

# 生活保護費国庫負担金の負担率引き下げに 関する意見書

政府は、「三位一体の改革」の一環として生活保護費国庫負担金の負担率の引き下げを含めた見直しを検討しており、平成17年度から実施することとしています。

「三位一体の改革」は、地方分権の理念に基づき、地方公共団体が権限と責任を大幅に拡大することにより、住民に身近なところで政策や税の使途決定を行い、住民の意向に添った行政運営を可能にする改革でなければなりません。

従って、負担率の引き下げが「三位一体改革」の名に乗じた地方への一方的な負担転嫁になってはならないことは言うまでもありません。

とりわけ、生活保護制度は憲法第25条の理念に基づき、社会保障の根幹をなす制度として、本来、国が直接実施すべきもので、生活保護法第1条においても国の責務が明確に規定されており、見直しが実施された場合は、厳しい状況に直面している地方財政運営に大きな影響を及ぼし、地方の自由度の拡大を阻害するものであり到底容認できるものではありません。

よって、千代田区議会は、政府に対し、地方分権時代にふさわしい地方財政基盤を確立する視点に立ち、生活保護費国庫負担金の負担率の引き下げを決して行わないよう強く要請するものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成16年10月18日

千代田区議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣